

市第28号議案

横浜市老人福祉施設条例の一部改正

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「・老人介護支援センター」を削る。

第3条第2項ただし書中「第1号」の次に「及び第4号」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 介護保険法第8条第21項に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第7条第2項第2号中「同条第4項第2号」を「同条第3項第2号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市新橋地域ケアプラザの設置に伴い、横浜市新橋ホームの老人介護支援センターを廃止する等のため、横浜市老人福祉施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）
第15条の規定に基づき、本市に老人福祉施設（以下「施設」という。）を次のように設置する。

種 類	名 称	位 置
養護老人ホーム・特別 養護老人ホーム ・老人 介護支援センター	横浜市新橋ホーム	横浜市泉区
(省 略)		

（事業）

第3条 （第1項省略）

2 特別養護老人ホームは、次の事業を行う。ただし、第1号及び
第4号の事業は、横浜市新橋ホームにおいてのみ行う。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 介護保険法第8条第21項に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）

3 老人介護支援センターは、次の事業を行う。

(1) 主として居宅において介護を受ける高齢者及びその者を現に養護する者への法第20条の7の2に規定する援助

(2) 介護保険法第8条第21項に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）

3
4 （本文省略）

(利用料金)

第7条 (第1項省略)

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第1号省略)

(2) 第3条第2項第1号及び $\frac{\text{同条第3項第2号}}{\text{同条第4項第2号}}$ に規定する市長が必要と認める者への通所による便宜の供与にあつては、要支援者に対する介護保険法の規定により定められた介護予防通所介護に係る費用の額

(第3号から第7号まで、第3項及び第4項省略)